

計算書類に対する注記

(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

- ・該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・該当なし

(2) 貯蔵品の評価方法

- ・最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産
 - ・構築物、機械及び装置、車輛運搬具、器具及び備品、建物附属設備 … 定額法
- ・無形固定資産
 - ・ソフトウェア … 定額法
- ・その他
 - ・定期預金（基本財産）、絵画、退職給付引当資産 … 非償却

(4) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金
 - ・宮崎市社会福祉事業団職員就業規程第40条に基づき、宮崎県社会福祉協議会の運営する「宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度」の事業主負担分掛金を引当に計上。
 - ・宮崎市社会福祉事業団契約職員就業規程第26条第1項及び第2項に基づき、当該会計年度末時点で在籍している契約職員に対し、支給すべき退職金相当額を引当に計上。

3. 重要な会計方針の変更

- ・社会福祉法人会計基準（平成28年3月31日厚生労働省令第79号/平成30年3月20日最終改正）第2条第1項第4号及び社会福祉法人基準の制定に伴う会計処理等に関する運営上の取扱いについて（平成28年3月31日雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号局長連名通知/平成30年3月20日最終改正）に基づき、未払金として毎会計年度末に計上されてきた過年度対比が僅少な一部支出（費用）については、概算計上に変更。
このことによる影響額は、「注記（法人全体用）別添」のとおり。

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・正職員については、宮崎市社会福祉事業団職員就業規程第40条に基づき、独立行政法人福祉医療機構の「社会福祉施設職員等退職手当共済制度」並びに宮崎県社会福祉協議会の「宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度」を採用。
- ・契約職員については、宮崎市社会福祉事業団契約職員就業規程第26条第1項及び第2項に基づき、当該会計年度末時点で在籍する契約職員に対し、支給すべき退職金相当額を法人独自で積み立てる方法を採用。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

- ・当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。
 - (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
 - (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号の2様式)
 - (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
 - (4) 公益事業及び収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
※当法人では、収益事業について実施していないため、公益事業のみの作成。
 - (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - (ア) 本部事務局拠点（社会福祉事業）
「本部事務局」
 - (イ) 宮崎市総合発達支援センター拠点（社会福祉事業）
「診療所」「児童発達支援センター すびか」「生活介護事業 宙」
「地域生活支援部」
 - (ウ) 宮崎市児童館・児童センター拠点（社会福祉事業）
「霧島児童館」「恒久児童館」「栄町児童館」「大島児童館」「生目児童館」
「倉岡児童館」「本郷児童館」「大塚台児童センター」「西原児童センター」
「平和が丘児童センター」「憶児童センター」「青島児童センター」
「住吉児童センター」「木花児童センター」「大塚児童センター」
※青島児童センターは、平成28年度をもって指定管理を終了。よって、平成29年度は資産負債増減の会計処理のみで、資金収支及び事業活動の計算書に関する会計処理はなし。
 - (エ) 宮崎市児童クラブ拠点（社会福祉事業）
「住吉児童クラブ」「倉岡児童クラブ」「住吉第二児童クラブ」
 - (オ) 宮崎市巡回児童館拠点（社会福祉事業）
「宮崎市巡回児童館」
 - (カ) 宮崎市ハロー・キッズルーム拠点（社会福祉事業）
「宮崎市ハロー・キッズルーム」
 - (キ) 宮崎市北部老人福祉センター拠点（社会福祉事業）
「宮崎北部老人福祉センター」
 - (ク) 宮崎市南部・赤江老人福祉センター拠点（社会福祉事業）
「南部老人福祉センター」「赤江老人福祉センター」
 - (ケ) 宮崎市老人いこいの家拠点（公益事業）
「跡江老人いこいの家」「住吉老人いこいの家」「古城老人いこいの家」

(コ) 宮崎市赤江運動広場拠点 (公益事業)
「宮崎市赤江運動広場」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合 計	3,000,000	0	0	3,000,000

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

・該当なし

8. 担保に供している資産

・該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
定期預金 (基本財産)	3,000,000	0	3,000,000
構築物	485,992	332,390	153,602
機械及び装置	325,500	325,497	3
車輛運搬具	14,169,194	12,464,879	1,704,315
器具及び備品	38,345,898	32,288,375	6,057,523
建物付属設備	1,424,075	675,548	748,527
絵画	640,000	0	640,000
ソフトウェア	5,216,263	4,699,069	517,194
退職給付引当資産	26,689,178	0	26,689,178
合 計	90,296,100	50,785,758	39,510,342

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
・該当なし			
合 計			

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおり

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
・該当なし			
合 計			

12. 関連当事者との取引の内容

・関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人 等の 名称	住所	資産総額	事業の 内容又 は職業	議決権 の所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
						役員 の 兼務等	事業上 の 関係				
	・該当なし										

13. 重要な偶発債務

・該当なし

14. 重要な後発事象

・該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を
明らかにするために必要な事項

・平成29年度当初より、地域生活支援部の受託事業「宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センター

事業」の拡充（職員2名増員）に伴い、収入・支出（収益・費用）が増加。

- ・平成28年度末をもって、青島児童センターの指定管理を終了。繰り越された資産・負債の残高については平成29年度中に清算終了。
- ・平成29年度当初より、倉岡児童クラブ入会児童数の増（平成28年度平均43名→67名）に伴い、収入・支出（収益・費用）が増加。